



沖縄県指令文第176号
平成21年7月17日

沖縄県知事(2)第03724号
スカイバンク
上原将伍殿

沖縄県知事 仲井眞弘多



登録の拒否について

平成21年2月19日付で申請のあった標記のことについては、下記の理由により拒否したので通知する。

なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づく異議申し立てをすることができる。

また、この処分について訴訟により取り消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から6ヶ月以内に都道府県を被告として行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)に基づく処分の取り消しの訴えを提起することができる。

記

拒否理由

貸金業法第6条第1項第14号該当